

# 大内経営労務事務所 経営と労務管理の最新レポート

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日:2013年3月19日

## 禁煙すると賞与が増額される

健康増進法第25条で受動喫煙の防止として次のように規定します。

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。」

これに基づき、企業でも受動喫煙防止対策を行うようになりました。喫煙室を設置する企業も増えました。

その結果、喫煙者は一時職場を離れて喫煙することになりました。これが、非喫煙者から「余分な休憩をとっているのではないか？不公平ではないか？」という意見があります。このような中、禁煙することで賞与を増額する企業

が日本経済新聞で紹介されています。

「たばこを吸わない社員は賞与を増やします」ー。カラオケ店運営のコシダカホールディングスは18日、喫煙していない社員を対象に賞与の加算制度を導入すると発表した。賞与計算期間は6ヶ月間に喫煙していなかつたと自己申告して認められれば1ヶ月あたり5千円、賞与支給時に計3万円が追加支給される。

安倍政権の賃上げ要請に応える形で社員の年収引き上げに踏み切る企業が増えているが、非喫煙者を対象とするのは珍しい。同社では社員に禁煙を促し、健康増進につなげるのが狙いという。  
(2013.3.19朝刊)

このように在職中の従業員の待遇に差をつける企業もあれば、採用時に差をつけるところもあるようです。

非喫煙の方が健康面での優位性があるのと、喫煙する時間（休憩時間？）が問題に

なるからでしょう。

明確に自分の職場を離れて「喫煙所」に行くという行為は目立ちます。最近ではビルの1階まで降りて喫煙する人の姿も見かけます。

これが頻繁にあったり、時間が長いと問題となるでしょう。ただ、一般的な労働時間は午前中3時間、お昼休憩を挟んで午後に5時間です。

3時間なり、5時間を小休憩も無しに仕事を続けられるというのも考えにくい気がします。誰でもそこまで集中力は継続しないのではないですか。

休憩をしないでいると一見頑張っているように思えます。しかし、集中力が途切れ逆に非効率である可能性もあります。

いずれにせよ成果を出すような集中力を発揮できる状態を維持していくことが大事になるのでしょうか。このための最低限の休憩は必要かと。